

平成23年第5回教育委員会

定例会会議録

平成23年5月17日

東久留米市教育委員会

平成23年第5回教育委員会定例会

平成23年5月17日午後2時00分開会
本庁舎6階602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(6) その他
(7) 諸報告
- ①平成23年度児童・生徒及び学級数について
 - ②小学校1年生の35人学級編制の実施に伴う東京都公立小学校の対応について
 - ③平成24～27年度使用教科用図書（中学校）の採択について
 - ④その他
 - 小山小学校の保護者を対象とした給食調理業務委託の説明会について
 - 第3回市議会臨時会及び第2回市議会定例会について
 - 6月から9月までの各公共施設（市民貸出施設）の対応について
 - 宮城県教育委員会への職員派遣について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学校適正化等 担当課長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大 竹 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第5回定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後2時00分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 本日の署名委員は5番井上委員に願います。

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 本日の議案4件はいずれも人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。全員挙手であり、公開しない会議とする。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はおいでになるか。
○総務課長 おいでにならない。
○委員長 お見えになったら、人事案件以外について入室を認めることで了解をいただきたい。
(公開しない会議を開催)
(公開しない会議を閉じる)

◎その他

- 委員長 日程第6、その他は何かあるか。
○総務課長 ない。

◎諸報告

- 委員長 日程第7、諸報告に入る。「①平成23年度児童・生徒数及び学級数について」及び「②小学校1年生の35人学級編制の実施に伴う東京都公立小学校の対応について」の説明を求める。
○学務課長 平成23年度の児童・生徒数及び学級数は、毎年5月1日を基準としている学校基本調査に基づく数値である。4月22日付で「公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が公布・施行され、小学校第1学年の1学級当たりの児童数の学級編制基準が40人から35人に改正されたことに伴い、本市においても5月9日から新標準にて学級編制を行い、第二小学校・神宝小学校・南町小学校の第1学年がそれぞれ1学級ずつ増となっている。

資料の「平成23年度児童・生徒数及び学級数」をご覧いただきたい。第一小学校の児童数は536名で、昨年に比べ33名減となっており、学級数も1学級減となっている。第二小学校の児童数は644名で、8名減となっている。同校の児童数は19年度から横ばいの減少段階に入っている。第三小学校の児童数は593名で、23名の減となっている。第四小学校の児童数は32名で、昨年に比べ25名の減となっているが、学級数の変動はない。

6年生の卒業と新入学予定であった新1年生が指定校変更等により、神宝小学校または第六小学校に入学したことで児童数が減少し、全学級が単学級となっている。第五小学校の児童数は532名で、19名減となっている。第六小学校の児童数は257名で10名増となっており、学級数も1学級増となっている。第四小学校からの指定校変更により、若干、児童数が増えている。第七小学校の児童数は596名で、2名減となっている。第九小学校の児童数は543名で、26名減となっている。第十小学校の児童数は397名で、1名減となっている。小山小学校の児童数は370名で、8名減となっている。神宝小学校の児童数は375名で、3名減となっているが、学級数は1学級増となっている。これは第1学年の学級数が35人学級の関係で1学級増えたものである。南町小学校の児童数は397名で12名の増となっており、学級数も1学級増となっている。本村小学校の児童数は365名で、10名減となっている。下里小学校の児童数は137名で、2名減となっている。同校については、依然として全学級が単学級という実態が続いている。小学校全体では児童数5,774名、昨年に比べて122名減少している。学級数は191学級で、昨年に比べ1学級の増となっている。

続いて、特別支援学級について報告する。第三小学校のすずかけ学級の児童数は28名で、1名減となっている。第七小学校のしらゆり学級の児童数は22名で、3名増となっている。神宝小学校のわかば学級の児童数は20名で、3名増となっている。合計で70名となり、昨年に比べ5名増となっているが、学級数の変動はない。

続いて、中学校の報告を行う。久留米中学校の生徒数は485名で、昨年に比べ3名増となっている。東中学校の生徒数は232名で、25名増となっており、学級数も1学級増となっている。西中学校の生徒数は392名で、4名増となっている。南中学校の児童数は456名で、9名減となっている。大門中学校の生徒数は431名で、11名増となっている。下里中学校の生徒数は372名で、5名増となっているが、学級数は1学級減となっている。これは、昨年、小1問題・中1ギャップの予防解決のため4学級だった第1学年が2年に進級したため3学級になったためである。中央中学校の生徒数は374名で、12名増となっている。中学校全体では生徒数が2,742名、昨年に比べ51名増加しているが、学級数の変動はない。

続いて、中学校の特別支援学級について報告する。東中学校の固定学級の9組の生徒数は5名で、昨年に比べ2名増となっている。中央中学校の7組の生徒数は22名で、昨年に比べ2名減となっている。合計では生徒数、学級数ともに増減がなく、昨年同様27名、4学級となっている。

続いて「②小学校1年生の35人学級編制の実施に伴う東京都公立小学校の対応について」報告する。資料の平成23年5月2日付の教育庁発の通知文書をご覧ください。小学校1年生の35人学級編制については、23年4月22日付で「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正する法律」が公布・施行され、小学校第1学年の1学級当たりの児童数の標準が40人から35人に改正されている。表中の市部のところをご覧ください。40人を基準とした場合は1,069学級が同意数であるが、35人基準時の算定学級数では1,140学級となる。当初の学級数に比べ、71学級が算定増の学級数となっている。この71学級に対してクラス替えを実施した学校が38学級、また、クラス替えを実施しないでティームティーチング等で対応した学校が33学級となって

いる。本協議においては、クラス替えを行った場合に児童に対する影響が大きいと判断した場合には35人を超えて学級を編制することができるとし、年度当初に編制した学級のままとすることも、クラス替えをすることも可能としている。本市においては第二小学校、神宝小学校、南町小学校の3校が35人基準時の算定学級数を選択して、5月9日からクラス替えを実施している

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 小学校の児童は減ったが、中学校の生徒が51名増えていることは喜ばしい。この傾向について何か見解があるか。
- 学務課長 学務課独自では推計を出していないが、東京都から毎年提示される5年先の数値がある。学校によってまちまちではあるが、変動があることは認識している。
- 委員 私立に行かないで地元の公立中学校に入ってくれることは、地元の教育への評価と受け止めたい。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、③「平成24～27年度使用教科用図書（中学校）の採択について」の説明を求める。
- 指導室長 平成24～27年度の中学校における使用教科用図書の採択については「東久留米市教科用図書採択要綱及び同実施細目」に基づいて実施させていただきたいと考えている。使用教科書の採択日は8月10日の教育委員会を予定している。要綱に定められた教科用図書の法定表示については、展示期間を23年5月17日～5月31日までの2週間とし、従来の教育センターに加えて、今回は中央図書館の集会室でも教科書展示を行うこととした。教科用図書選定調査委員会では既に市民委員を公募しており、第1回と同選定調査委員会を5月13日に開いている。この後、第2回を6月30日、第3回を7月1日に予定している。教科別資料作成委員会については、各学校の校長ほか先生方の協力を得て組織し、第1回を5月20日に予定している。この後、5月27日、6月17日の2回と同資料作成委員会をもって採択にかかわる資料の作成をしていきたい。なお、学校の意見を募るために、学校見本本の巡回も行う。学校ごとに見本本を巡回して、各学校意見を集約する予定になっている。なお、学校の意見については、同選定調査委員会で集約することになっている。参考までに、採択要綱並びに同細目、24～27年度使用教科用図書の採択日程表を添付している。なお、従来、教育委員には採択資料の説明をしているが、本年の採択に当たっては、採択にかかわる教育委員協議会を7月19日から27日までの間に設ける予定である。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 教科用図書選定調査委員会の市民公募の応募状況について伺いたい。
- 指導室長 15名の応募があり、2名を選ばせていただいた。
- 委員長 委員長あてに、「教科書を考える会」から「中学校教科書採択について懇談のお願い」という文書が届いているので紹介する。「私たち東久留米の教科書を考える会。前回、前々回の中学校教科書採択のとき、見本教科書展示の場所、期間、時刻、市民意見の開示、教員意見の尊重などの改善について意見を申し上げました。前回の採択決定の教育委員会で委員長から一定の改善のご指示があったと記憶しています。教科書選定調査委員の公募が行われ、今年度の採択に向けての動きが市民に見えるようになってきました。そこで私たちの意見がどのように取り入れられているのかご説明をお聞きし、必要により意見を申し上げたいと思いました。お忙しいところ恐縮ですが、懇談の場を設けていただきたくお願いいたし

ます。懇談の日時について、あらかじめお打ち合わせいただければ幸いです」というご要望である。

「前回の採択決定の教育委員会で委員長から一定の改善のご指示があったと記憶しています」とあるが、私は改善の指示はしていない。ただ、こういう要望があるので、当然のことながら、「考えられることは考える」という意味で、「考えさせていただきます」という意味のことは言ったと思うが、だれかに指示したことはない。

以前によく問題になっていた教科書を見る場所については、図書館にも展示されることになり、要望にこたえた形になる。

○指導室長 そのように思う。

○委員長 「これらについて懇談を」ということであるが、われわれ教育委員はそれこそ大きくは全市民の声はどんなことでも聞くのは大前提であるが、聞き方はいろいろある。「いろいろなことが錯綜するので文書で出してほしい」というやり方が一般的かと思う。これにどう答えるかについては、後ほど委員の意見をも伺いたい。この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○学務課長 昨日、平成24年度から給食の調理業務委託導入の予定をしている小山小学校の保護者を対象とした説明会を開催したので、その報告を行う。資料の「小山小学校保護者説明会報告」をご覧いただきたい。昼の部は午前11時から11時30分までの30分間、小山小学校の視聴覚室で行ったところ、参加者は32名であった。夜の部は18時から18時30分までの30分間、同じく視聴覚室で行ったが、参加者は6名であった。市側の説明者として、教育部長、学務課長、保健給食係長が出席した。学校側の同席者は学校長、副校長、学校栄養士である。説明の内容は、「①委託導入計画について」として、導入の目的から委託する内容、委託により給食は変わるのかということの説明をしている。「②導入済校の様子（第七小学校における1年間の検証結果）」については、学校栄養士が行っている衛生管理評価及び教職員が行っている給食を通じた教育面（食育）の評価について、また、第七小学校の保護者の声として、試食会のアンケートの内容等を報告している。「③導入までのスケジュールについて」は、小山小学校の学校スケジュール、教育委員会のスケジュール、業者のスケジュールをそれぞれ説明した。その後、質疑を受けたので報告する。「業者が倒産したらどうなるのか」という質問については、「業者が業務できなくなったときには、すぐに別の業者により給食の提供が継続できる仕組みとなっており、相互代行保証制度への加入を業務付けている」と説明している。「契約は何年間か」という質問については、「まずは業者選定に最善を尽くす。保護者の意見を取り入れながら選定を行っていく。最初から長い期間の契約を行うのではなく、初年度は単年度契約を行い、1年間の業務を見ながら、良い仕事をしてくれる業者かどうかを見極め、翌年から複数年契約への移行を検討するという手順を踏んでいく」と答えている。「民間委託になったら、学校での行事食はなくなるのか」という質問については、「学校で予定する行事食はすべて、土日開催であっても直営と同じように実施される」と答えている。「保護者の試食会はどうなるのか。新1年生以外の保護者も希望したら試食できるのか」という質問については、「試食会は学校の教育課程の中でスケジュールを組んで実施している。来年の日程は決まっていないので、実施する場合には業者にも対応させる」という説明をしている。「アレルギーの代替食対応はできるのか」という質問については、「全く別のメニューを作る『代替食』の対応はできないが、今行って

いる除去食の対応についてはすべて引き継いでいく」と答えている。

○委員長 この件については以上にとどめ、次の報告を求める。

○教育部長 続いて、市議会の提出予定議案について報告する。資料の「第3回市議会臨時会」および「第2回市議会定例会」をご覧いただきたい。第3回市議会臨時会は5月20日に予定されている。提出予定議案について報告する。整理番号1番の「東久留米市監査委員の選任について」は、議員選出の監査委員を選任する必要があるためである。整理番号2番の「専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について」は東日本大震災の被災者の負担軽減を図るために、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例が設けられたことにより、市税条例の一部を改正するものである。

続いて、6月8日から開催予定である第2回市議会定例会について報告する。議案の整理番号1番及び2番は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」で、2名の委員の任期が満了するため再任をお願いするものである。整理番号3番～6番は各審議会なり委員会の委員の関係であるが、「市長の附属機関委員に係る議員選出のあり方について」において議員選出をしないとされたことを受け、関連規定を整備するものである。「東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例の一部を改正する条例」「東久留米市消費生活保護条例の一部を改正する条例」「東久留米市消防委員会条例の一部を改正する条例」「東久留米市特別職の委員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の4本である。整理番号7番は「東久留米市災害対策本部条例の一部を改正する条例」ということで、災害対策基本法の改正に伴い、この条例を引用する法律の条文の番号が変わったため一部改正をするものである。整理番号8番の「東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」であるが、南沢五丁目地区地区計画が平成23年3月23日に決定されたことに伴い、この地区整備計画区域の中の主な制限を建築制限条例で定めることにより、建築基準法により建築制限の規制を行えることにするものである。整理番号9の「平成23年度東久留米市一般会計予算」については、23年度予算については現在4カ月間の暫定予算となっており、本予算を提案するものである。

○委員長 特に何うことがなければこの件は以上にとどめ、次の報告を求める。

○教育部長 資料の「6月から9月までの各公共施設（市民貸出施設）の対応について」をご覧いただきたい。現在、電力需給の関係から夜間の施設利用の制限を行っているが、6月から9月までの公共施設（市民貸出施設）の対応については表のような対応をしていきたい。地域センターは3館あり、貸出区分は午前・午後・夜間となっている。この3館でこの日は午前、別の館は午後、また別の館は夜間という形で輪番で休館を設けて、全体として15%の電力削減の要請にこたえていこうという「輪番休館」を考えている。市民プラザについてはこの市庁舎全体が500kW以上の大口需要家となっているため、15%の削減に努めていく計画を検討しており、その対応に基づいて考えていく。コミュニティホール東本町や男女平等推進センターについては、現在の夜間休館の継続をしていく。教育委員会にかかわるスポーツセンター、青少年センター、まろにえホールについては単独施設であるため、輪番というわけにはいかないため、各館において15%の削減を図ることになる。照明やクーラーの設定等により、それぞれで15%の削減を図って、夜間については、基本的に通常の開放を行っていると考えている。学校開放については各施設及び小学校と中学校を合わせた21校については輪番で貸出しを止め、具体的には各校6日に1日を休業にすることにより

理論上は16.7%ほどの削減になるので、輪番休業という形で夜間利用を行っていききたい。なお、この対応については6月1日から受け付けを開始し、実際の利用は6月6日の月曜日からと考えており、6月1日号の市報で周知していく予定である。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 図書館の開館時間についても伺いたい。

○教育部長 図書館については、現在、午後5時までとなっているが、中央館は運営規則により水曜日と木曜日は午後6時までとなっているため、午後6時まで利用できるようにする。ただし、中央館の会議室等の貸し出しについては「15%の節電」ということがあるため、引き続き、午後5時以降の貸し出しはしないということで考えている。

○委員長 この件は以上にとどめる。次の報告を求める。

○総務課長 前回の教育委員会定例会でも宮城県教育委員会への市職員の派遣予定について報告したが、現在の市の派遣状況について報告する。東日本大震災被災地の教育委員会への支援のための市職員派遣については、東京都教育委員会委員長から東京都市長会事務局へ具体的な要請があり、その第1陣として東久留米市の属する第4ブロックから東久留米市・小平市・東村山市それぞれ1名ずつの合計3名が、宮城県庁の15階にある東京都教員派遣支援室に派遣されている。期間は5月9日から23日までの2週間である。東京都特別区と26市の第1から第4ブロックまでが、2週間交代でそれぞれ派遣を行うものである。今回、東久留米市からは教育部総務課から主事1名を派遣している。派遣されている職員からは現地に着任後、随時メールにて状況報告が届いている。職務内容は、東京都から現地に派遣されている教員の支援活動を行うものである。「学校の訪問」としては東京都の教員が派遣されている市町村の教育長を訪問し、学校の状況や被害等を確認している。また、教員が派遣されている学校の校長を訪問して、学校や派遣者の担当職務の報告及び派遣者との懇談を行い、学校における職務・生活面での様子・悩みや不安等について伺い、報告書にまとめる作業を行っている。そのほか、派遣されている教員の宿泊先周辺の状況の確認も行い、スーパーやコンビニエンスストア・病院・銀行等の距離や状況を実際に現地にて調査し、報告活動を行っている。

○委員長 大変ご苦労なことであり、前回も申したように、帰庁された際は時間をとってこの場で直接いろいろ伺いたい。東京都が教員の派遣を始めた初日に、テレビで放送があった。派遣された比較的若い先生が校長に現場へ案内されている様子を見ていて、個人的な印象ではあるが、大丈夫なのかと思った。校長にしてみれば「こういう現状をきちんと見てからやってくれ」という感じであったが、若い教員はおどおどしているようにも受け取れた。われわれもいろいろ勉強になる話が伺えると思うので、ぜひ機会を設けていただきたい。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって、平成23年第5回定例会を閉会する。

(午後2時51分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年5月17日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)